

## 仙台市魅力活力創出基金条例

### (設置)

第一条 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項第二号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（第五条において「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」という。）を推進し、本市の魅力及び新たな活力の持続的な創出による市民福祉の向上を図るため、魅力活力創出基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、次に掲げるとおりとする。

- 一 基金への積立てを指定された寄附金の額
- 二 前号に掲げるもののほか、毎年度予算で定める額の範囲内の額

### (管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならぬ。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

3 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替え、又は特別会計に貸し付けて運用することができる。

### (運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、仙台市一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に編入する。

### (処分)

第五条 基金は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

### (委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。